

領域Ⅷ 教員資格・養成・任用・研修

小島弘道

(日本の教育制度と教育実践 第2部)

- 1 教員の専門性と資格
- 2 教員養成
- 3 教員資格認定試験
- 4 教員の人事
- 5 教員免許更新制
- 6 教員研修
- 7 校内研修
- 8 スクールリーダーの研修
- 9 教員給与
- 10 教員処分
- 11 校長の養成と大学院の役割

筑波大学教育開発国際協力研究センター (CRICED)

URL: <http://www.criced.tsukuba.ac.jp/keiei/>

■専門性

- 教職は専門職、ないしはそれに近い職業（セミプロフェッション）である。その専門性は教科の指導と子ども理解に立つ子ども指導にある。
- 教師の指導力を構成する要素・・・専門的知識、授業力、研究力、子ども理解力、教師としての自覚、チーム力

■専門性を高めるために

- 教師の資格としての教員免許状
- 専門性の向上と研修・研究
- 研修の体系化

■教員評価

- 評価による資質能力の向上
- 評価による研修

教員の専門性と資格

■教育職員免許法

第一条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

■教員免許状の種類



教員の専門性と資格

学校種	教科等
幼稚園	
小学校	
中学校	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語等）、宗教
高等学校 （二種免許状なし）	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語等）、宗教

種類	領域
特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者

■社会人の学校教育への参加

各分野で、またこれまでの生活の中で積み重ねてきた知識や経験、技術を有した社会人が学校教育に参加することは開かれた学校づくりにとって大変意味がある。これは学校教育の多様化と活性化にもつながるものである。このため特別免許状制度のほか、特別非常勤講師制度がつけられた。

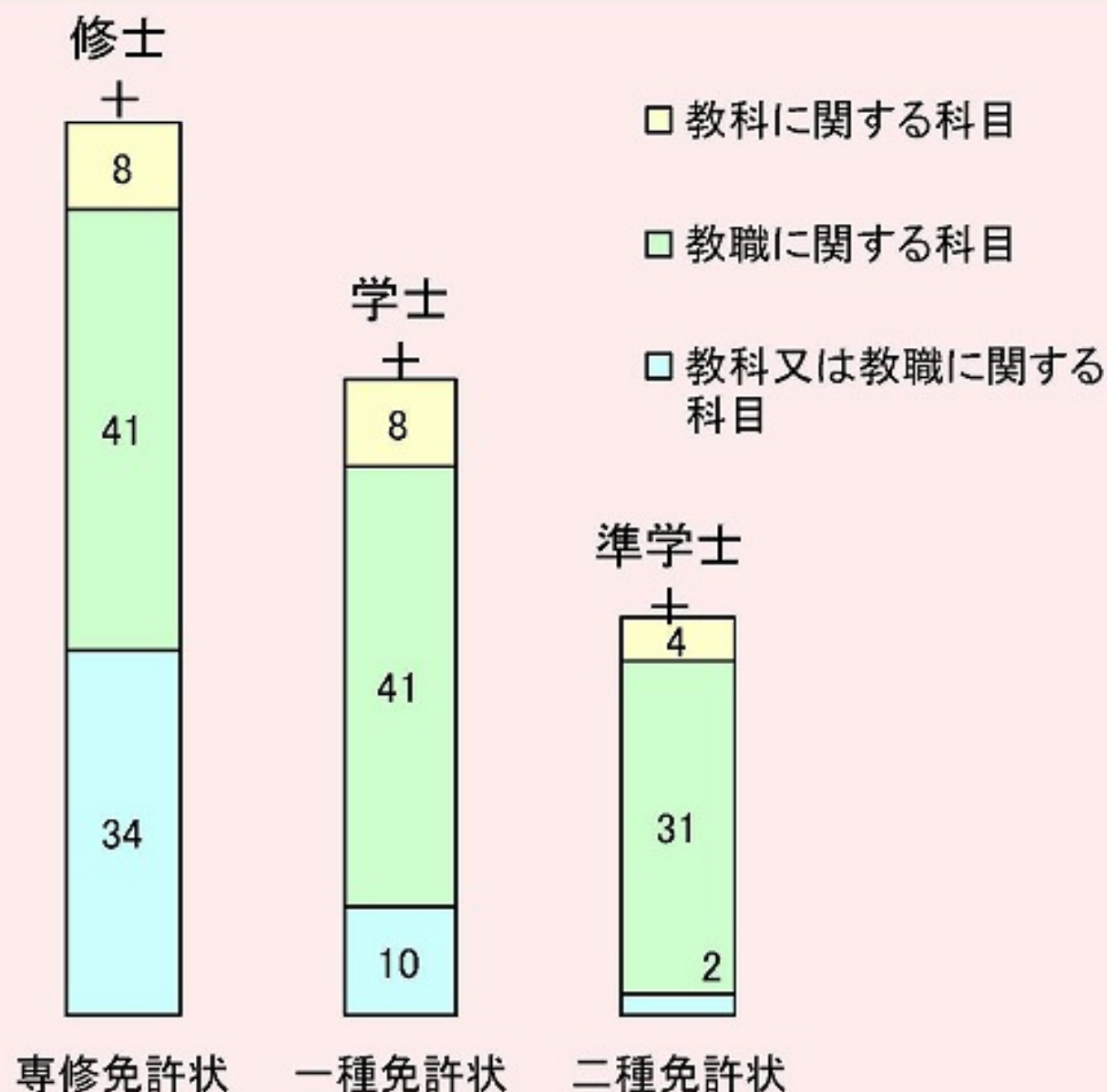
■担任できる教科等

- 小学校・中学校・・・全教科
- 高等学校・・・各教科、教科領域の一部（柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務）
- 特殊教育諸学校・・・盲学校高等部（理療、理学療法、音楽）、聾学校高等部（理容、特殊技芸）、盲・聾・養護学校（自立活動）

■特別非常勤講師制度

- 特別非常勤講師は教科領域の一部を担当するものであり、都道府県教育委員会に届け出ることによって教員免許状を持たない者を任用することができる。以前は免許状を持たないと講師ができなかった。

教員の専門性と資格



■教員養成の原則

- 大学による教員養成
- 免許状授与の開放制

■実践的指導力育成を重視したカリキュラム

■教職科目重視のカリキュラム

■任用、現職教育とリンクさせた養成教育

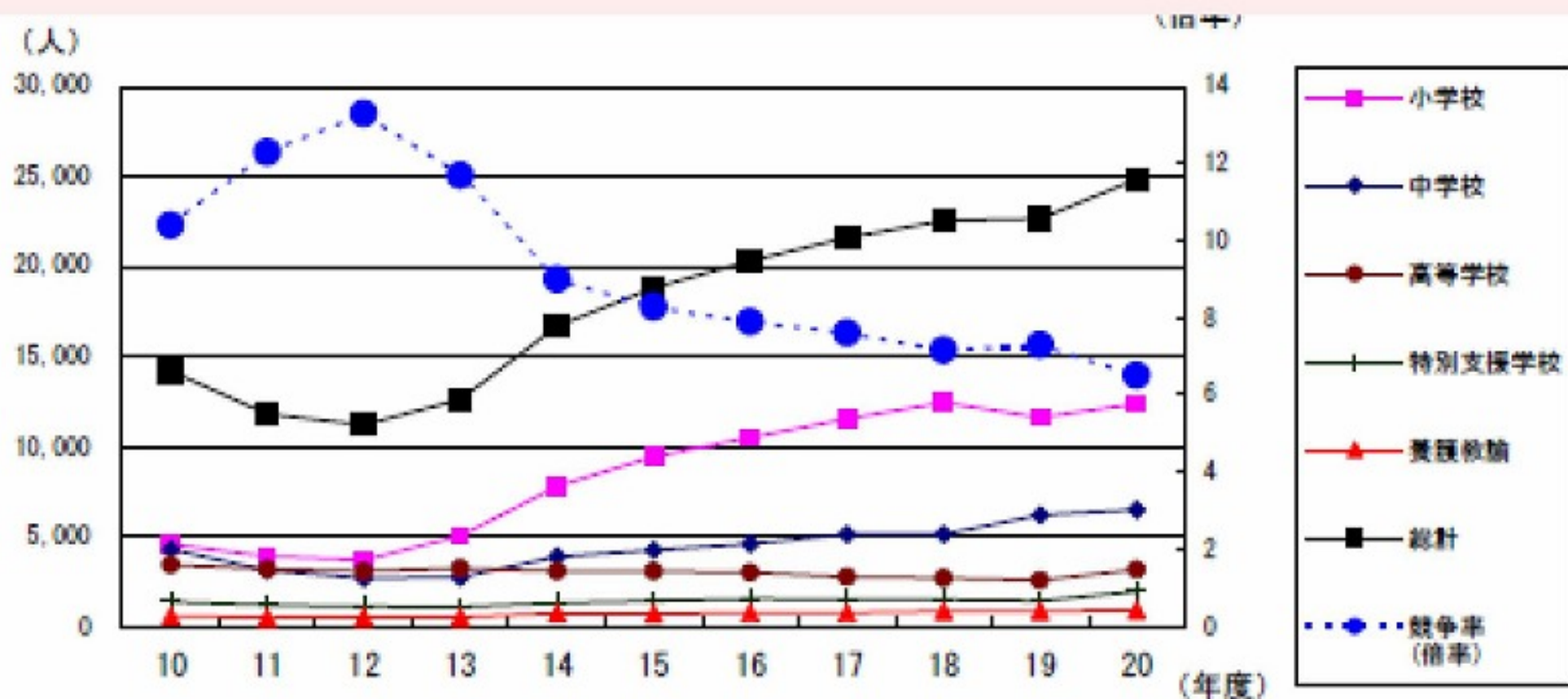
教員養成

第1欄		第2欄	第3欄			
所有資格・免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特殊教育に関する科目
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	8	41	34	
	1種免許状	学士の学位を有すること	8	41	10	
	2種免許状	学校教育法第69条の2第7項に定める準学士の称号を有すること	4	31	2	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	20	31	32	
	1種免許状	学士の学位を有すること	20	31	8	
	2種免許状	学校教育法第69条の2第7項に定める準学士の称号を有すること	10	21	4	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	20	23	40	
	1種免許状	学士の学位を有すること	20	23	16	
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	6	35	34	
	1種免許状	学士の学位を有すること	6	35	10	
	2種免許状	学校教育法第69条の2第7項に定める準学士の称号を有すること	4	27		

教員養成

第1欄		第2欄	第3欄
所有資格・免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数
			特別支援教育に関する科目
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること	50
	1種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること	26
	2種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること	16

教員養成



教員養成



■目的

- 大学の養成で確保が十分できない分野で、教員としての資質能力を有するかどうかを判断するために行う試験で、それに合格した者に普通免許状を授与する。

■試験実施機関

- 普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学が行う。

■試験の種類

- 小学校教員資格認定試験
- 高等学校教員資格認定試験
- 特別支援学校教員資格認定試験

■試験の方法

- 受験者の人物、学力又は実技について、筆記試験、口述試験又は実技試験

■受験資格

●小学校教員資格認定試験

- ①大学(短期大学を含む。)に2年以上在学し、かつ、62単位以上を修得した者、及び高等専門学校を卒業した者並びにこれらの者と同等の資格を有すると認められる者
- ②大学入学資格を有する者で満20歳以上の者

●高等学校教員資格認定試験及び特殊教育諸学校教員資格認定試験

- ①大学(短期大学を除く)を卒業した者
- ②大学入学資格を有する者で満22歳以上の者

■平成16年度の最終合格者数

- ・小学校 : 169人(11・8倍)
- ・特殊教育: 51人(6・5倍)
- ・高校 : 24人(14・7倍)

■第1次試験

- [1] 教職教養（筆記試験択一式）
教育原理、教育心理学、特別活動、生徒指導等教職に関する専門的事項
- [2] 小学校全科（筆記試験択一式）
小学校の各教科の指導法及びこれに付随する基礎的な教科内容
- [3] 一般教養科目（筆記試験択一式） * 免除資格該当者は免除
人文科学、社会科学、自然科学の3分野及び外国語(英語)に関する事項

■第2次試験

- 教科に関する科目(筆記試験)
小学校の各教科に関する専門事項
(9教科の中から1教科を選択して受験。)
- 実技試験
音楽、図画工作、体育
* 上記3教科について第1次試験で受験したもののうち2教科を選択

■指導の実践に関する事項に係る試験(最終試験)

- 小学校教員として必要な指導の実践に関する事項

■教員の任命権者

- 都道府県教育委員会・政令指定都市教育委員会

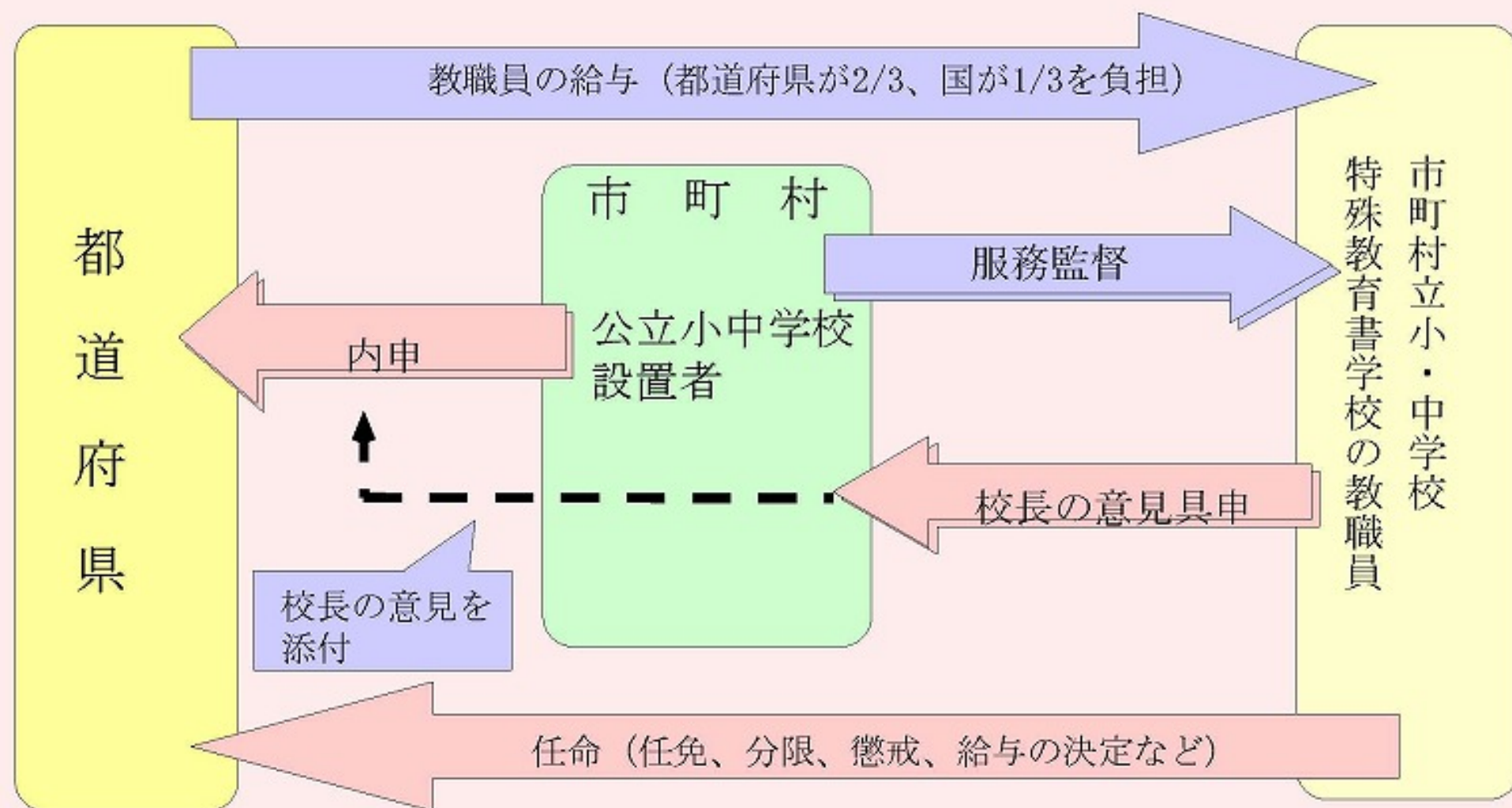
■教員の任用

- 採用
- 昇任
- 選考

■教員の採用

- 教員採用試験
- 初任者研修
- 条件付採用

教員の人事



■教員免許更新制度の導入

2009年4月から、教員免許状の有効期間を10年間として、所定の要件を満たすことによってそれを更新する 教員免許更新制度が導入された。

■教員免許更新制度の目的

その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的とする。

■更新のための要件

期限前の2年間に、大学等の機関で開設される所定の教員免許更新講習を30時間受講して修了することによって、更新することができる。

■教師と研修（研究）

- 教育と研究
- 教材研究

■研修の制度

- 教育公務員特例法
- 研修の体系化

■研修の種類

- 自主研修
- 校内研修
- 行政研修
- 民間教育団体による研修
- 大学・大学院等への派遣研修

■教員評価

- 評価による資質能力の向上
- 評価による研修

教員研修



■基本研修

- 教職経験に応じた研修
- 職能に応じた研修

■専門研修

- 教科等の研修
- 教育課題に対応した研修

■研修支援

- 行政研修、長期研修等
- 派遣研修
- 大学院修学休業制度

■教育基本法

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

■教育公務員特例法

第二十一条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

- 2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

第二十二条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

- 2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

■初任者研修

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、その採用の日から一年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

- 2 任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。
- 3 指導教員は、初任者に対して教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

■10年経験者研修

第二十四条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その在職期間（公立学校以外の小学校等の教諭等としての在職期間を含む。）が十年（特別の事情がある場合には、十年を標準として任命権者が定める年数）に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて、教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「10年経験者研修」という。）を実施しなければならない。

- 2 任命権者は、10年経験者研修を実施するに当たり、10年経験者研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに10年経験者研修に関する計画書を作成しなければならない。
- 3 第一項に規定する在職期間の計算方法、10年経験者研修を実施する期間その他10年経験者研修の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

■大学院修学休業

第二十六条 公立の小学校等の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（以下「主幹教諭等」という。）で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。

第二十七条 大学院修学休業をしている主幹教諭等は、地方公務員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 大学院修学休業をしている期間については、給与を支給しない。

■初任者研修

●若い教師の職能成長課題

- ・実践的指導力を身につける
- ・指導スタイルの基礎をつくる
- ・研究スタイルの基礎をつくる
- ・教師としての自覚・使命感を身につける

●初任者研修の目的

- ・実践的指導力と使命感の育成
- ・幅広い知見の獲得

●初任者研修の方法

- ・採用の日から一年間職務に必要な実践的な研修を行う(年間60日)
- ・指導教員の指導による校内研修、教員研修センターや福祉施設での校外研修
- ・指導教員の配置
- ・初任者の身分
- ・初任者研修の期間一年間は条件付採用

■10年経験者研修

●中堅教員の職能成長課題

- ・個性的な実践的指導力を身につける
- ・身分なりの指導スタイルの基礎をつくる
- ・ミドルとしての自覚と力量を身につける
- ・研究スタイルの基礎をつくる

●10年経験者研修の目的

- ・10年を経た教員に対して個々の能力、適正等に応じて
教員の資質・能力を向上させるために任命権者が行う研修

●10年経験者研修の方法

- ・年間40日学校内外での研修
- ・校長等の指導助言に基づく研修課題と計画の策定

●教員研修観の転換

- ・評価に基づく研修

教員研修



校外研修

教員研修



教員研修



教員研修



■校内研修の目的

- 教育計画(教育課程)、その実施運営の過程で
起こる諸問題への対応
- 学校の教育課題への対応
- 教師の指導力、授業力の向上

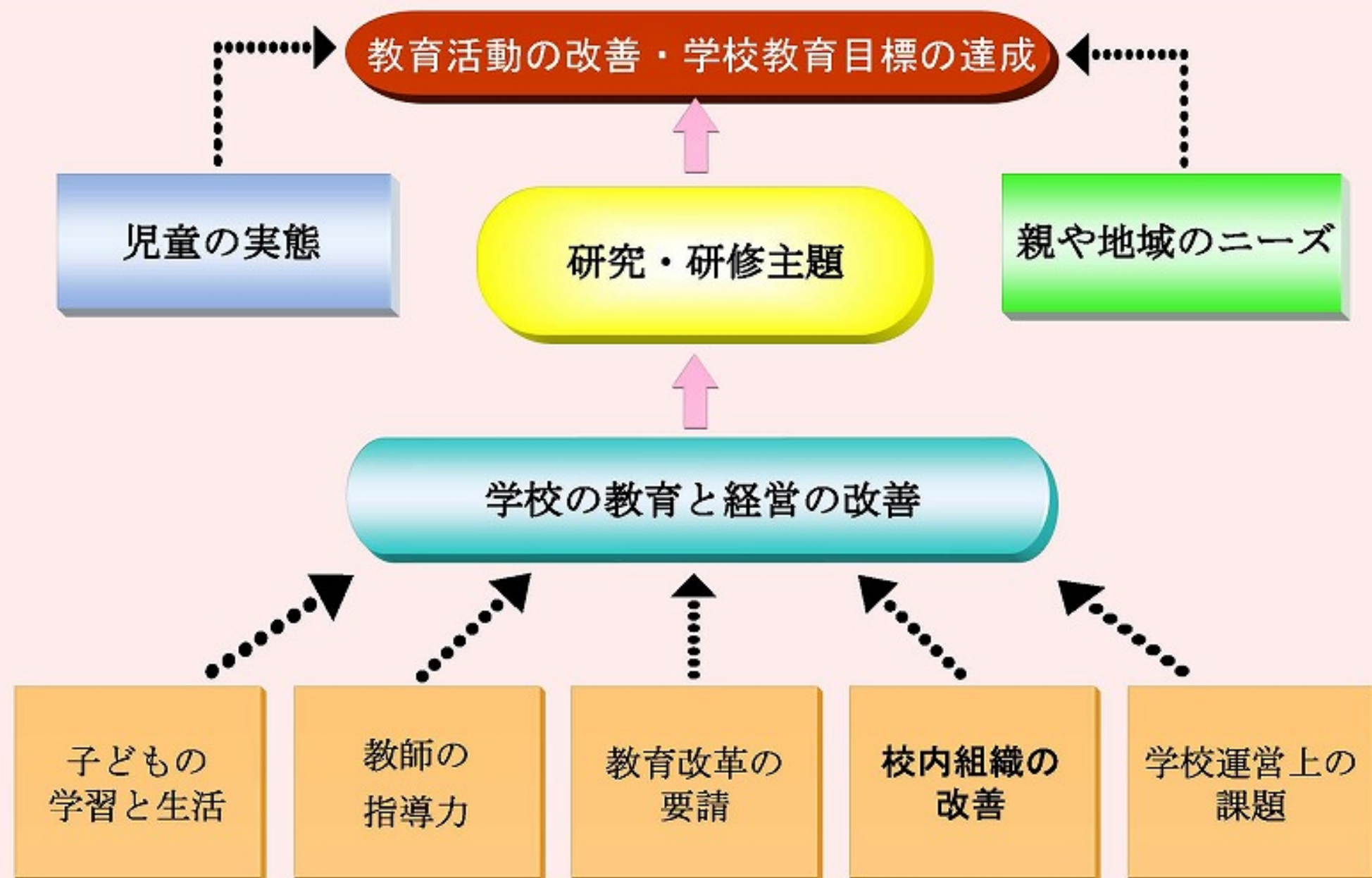
■校内研修の方法

- 授業研究
- 研究協議
- 他校視察、企業視察等

■校内研修の運営

- 研修委員会
- 研修・研究主任
- 研修の評価

校内研修



■日本の学校文化としての校内研修

- 教員の授業力の向上
- 若い教師の育成
- 学校の教育問題の解決
- 学校力の向上

■校内研修の特徴

- 授業研究
- 授業の相互観察
- 授業の批評

■評価に基づく研修

校内研修



校内研修



校内研修



■スクールリーダーとは

- 校長、教頭（狭義）
- 校長、教頭のほか、主任、事務長、専門職型のリーダー（広義）
- 校長、教頭、主任、事務長、専門職型のリーダーのほか、指導主事、教育長（最広義）

■スクールリーダー研修の目的

- 教育専門家としての校長から教育事業の経営者としての校長
- 経営力とリーダーシップ力の育成
- 学校づくりのための総合的経営力の育成

■研修内容

- 現代の教育思想と学校経営
- 学校づくりのビジョン・戦略の形成
- 学校経営計画
- カリキュラムマネジメント
- スタッフマネジメント
- 学校安全・危機管理
- 学校の財務と事務
- 学校評価
- 学校の組織論
- コミュニティ関係開発
- 教育の法規と行政

■研修の形態

- 講義
- 演習
- ロールプレー
- 事例研究
- 企業研修

■教職大学院の創設

理論と実務を架橋した教育を行う、高度専門職業人養成に目的を特化した新たな大学院として2003年度に「専門職大学院」制度がつけられた。教員養成の分野において、養成教育の改善・充実を図るべく、高度専門職業人養成としての教員養成に特化した専門職大学院として創設されたのが教職大学院である。

■教職大学院の目的

- ①学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成
- ②現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダー(中核的中堅教員)の養成

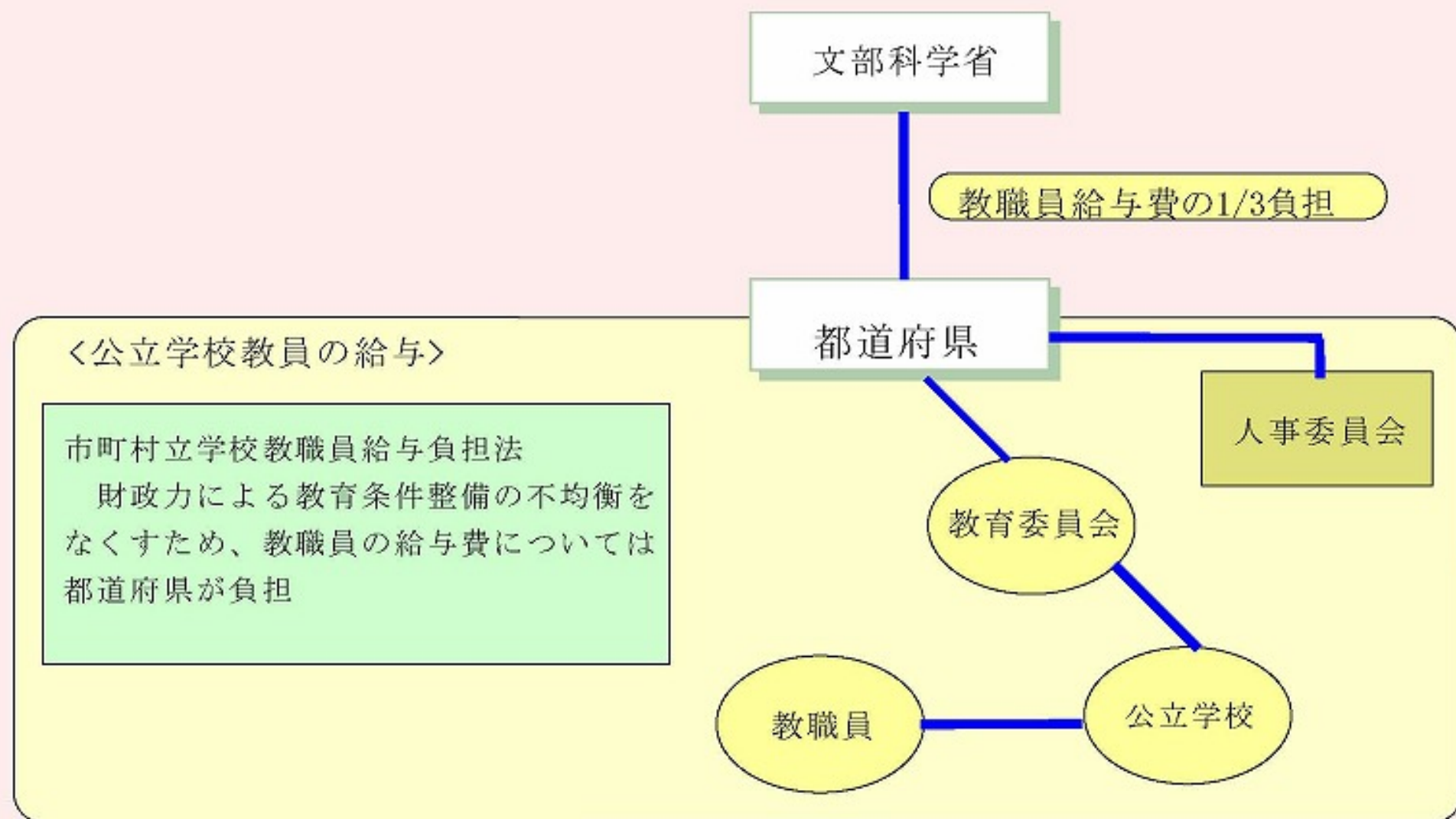
スクールリーダーの研修



■教員給与の法制

- 義務教育費国庫負担制度
- 県費負担教職員制度
- 給与特別措置法（教職調整額）
- 人材確保法（教員給与の優遇措置）
- 産業教育手当法

教員給与



教員給与

	種類	内容(国の基準)	根拠法令
国 関 連 の 給 与	給料	給与表により支給	一般職の職員の給与に関する法律
	給料の調整額	職務の級ごとに定められた定額(6500円～14200円) 支給範囲 ・特別支援学校に勤務する教育職員、実習助手 及び寄宿舍指導員 ・特殊学級の授業を担当する教育職員	同上
	教職調整額	給料月額4%に相当する額を基準として、条例で定める	国立及び公立の義務教育諸学校などの教育職員の給与等に関する特別措置法
	義務教育等教員特別手当	条例で定める	学校教育の水準の維持向上のための義務教育書学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法
	産業教育手当	条例により規定	農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律
		支給範囲 農林、水産、工業高校の教員(校長を除く)で、実習を担当する時間が1/2以上あるもの	同上

教員給与

種類		内容(国の基準)	根拠法令
	定時制通信 教育手当	条例で定める	高等学校の定時制教育 及び通信教育振興法
	へき地手当	給料月額(教職調整額を含む)の25%以内で、へき地の級地に応じた手当額を支給 支給範囲 へき地所在の学校などに勤務する教職員	僻地教育振興法
国 関 連 の 給 与	特殊勤務手当	・学校管理下の緊急業務(日額3000円～6400円) ・修学旅行などの引率業務(日額1700円) ・対外運動競技などの指導業務(日額1700円) ・部活動の指導業務(日額1200円) ・入学試験関連業務(日額900円)	人事院規則
	教育業務連絡指導手当	主任などに命ぜられたものが主任に係る業務に従事したとき、に対し日額200円を支給	同上
	多学年学級 担当手当	2以上の学年の児童・生徒で編成されている学級を担当する教育職員が、当該学級における授業または指導に従事したとき、日額290円(2学級)または350円(3学級)を支給	同上

■分限処分

＝校務運営の能率を確保するため、勤務実績の不良、心身の故障及び教職の適格性を欠く教員に対して任命権者が行う処分

■懲戒処分

＝勤務関係の規律と秩序を維持するため、教員の服務義務違反に対して任命権者が行う制裁処分

■分限と懲戒

- 職員の道義的責任を追及するもの＝懲戒処分
- 職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、不利益な身分上の変動をもたらす処分＝分限処分

■懲戒処分

●処分内容

・戒告 ・減給 ・停職 ・免職

●処分事由(地方公務員法29条1項)

・法令違反行為 ・職務上の義務違反・職務怠慢 ・非行

●処分=任命権者

■分限処分

●処分内容(地公法27条2項)

・免職 ・降任 ・休職 ・降給

●免職、降任のための処分事由(地公法28条1項)

- ・勤務実績が良くない場合
- ・心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- ・前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
- ・職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

■校長像の変容

- 学校の管理者から教育事業の経営者へ
- 教育の専門家＋マネジメントの専門家

■高度専門職業人としての校長

- 学校づくりの総合的経営力
- 経営力とリーダーシップ

■大学院等での養成

- スクールリーダー大学院の設置
- 大学と教育委員会とのジョイント研修

教材の構成 (1)

1部

I 日本の学校制度の概要

スライド数(41)

- 1 学校体系
- 2 就学前教育学校制度
- 3 小学校制度
- 4 中学校制度
- 5 中等教育学校制度
- 6 高等学校制度
- 7 高等専門学校制度
- 8 大学(短大・大学院)制度
- 9 特別支援学校制度
- 10 専修学校・各種学校制度
- 11 日本の近代化と公教育制度

II 日本の教育行財政

スライド数(84)

- 1 教育法規の体系
- 2 教育基本法
- 3 教育行政をめぐる改革動向(1)
- 4 教育行政をめぐる改革動向(2)
- 5 教育委員会
- 6 文部科学省
- 7 文部科学省の指導行政
- 8 教育財政と負担構造
- 9 法律に定める学校
- 10 学校の設置・管理
- 11 学校施設・設備の基準と学級規模等の基準
- 12 就学と不登校
- 13 学校の自己評価、第三者評価
- 14 教育情報の公開・開示
- 15 学校評議員制度
- 16 教科書・補助教材
- 17 児童・生徒の懲戒
- 18 特別支援教育制度
- 19 認定就学者制度
- 20 へき地教育
- 21 中学校夜間学級(夜間中学)

III 日本の社会教育の概要

スライド数(43)

- 1 社会教育施設1(公民館)
- 2 社会教育施設2(図書館)
- 3 社会教育施設3(博物館)
- 4 社会教育主事
- 5 青年の家・少年自然の家
- 6 社会教育関係団体
- 7 社会通信教育
- 8 社会体育・生涯スポーツ
- 9 カルチャーセンター
(民間営利社会教育事業)

教材の構成 (2)

2部

IV 教育課程の編成と実施

スライド数(74)

(1)概要

- 1 教育課程の全体構造
- 2 カリキュラム開発の過程

(2)教育課程の編成

- 3 教育目標と教育課程
- 4 教育課程と学習指導要領

(3)教育課程の実施

- 5 単元構成と教材研究
- 6 指導計画と学習指導案
- 7 評価(児童・生徒対象)
- 8 授業評価・カリキュラム評価
- 9 学習指導の形態

(4)学習活動の実例

- 10 小学校における各教科
- 11 道徳
- 12 外国語活動
- 13 総合的な学習の時間
- 14 特別活動1(学級活動・ホームルーム活動)
- 15 特別活動2(児童会活動・生徒会活動)
- 16 特別活動3(クラブ活動)
- 17 特別活動4(学校行事)
- 18 部活動

V 学級経営・生徒指導

スライド数(43)

- 1 学級経営計画
- 2 学級目標
- 3 学級活動・係活動・班活動・日直
- 4 学級通信
- 5 異年齢集団活動
- 6 不登校
- 7 不登校の対応策
- 8 家庭訪問
- 9 スクールカウンセラーと
「心の教室相談員」
- 10 生徒指導会議
- 11 学級費

VI 学校経営

スライド数(46)

- 1 学校経営
- 2 公教育の目的と目標
- 3 義務教育の目標
- 4 学校経営計画
- 5 学校教育目標
- 6 カリキュラム経営
- 7 職員会議
- 8 校長の職務・力量
- 9 「民間人校長」の登用
- 10 校務分掌
- 11 主任制
- 12 副校長、主幹教諭、
指導教諭の職務
- 13 学校評価
- 14 学校評価システム
- 15 コミュニティ・スクール
- 16 教員評価
- 17 学校の危機管理
- 18 学校選択制
- 19 学校力
- 20 日本の学校経営改革

教材の構成 (3)

2部

Ⅶ 学校と地域・保護者の連携

スライド数(77)

- 1 PTA活動
- 2 家庭訪問
- 3 授業参観
- 4 保護者懇談会
- 5 通知表
- 6 連絡帳
- 7 学校だより、学年だより、学級だより
- 8 学校のホームページ
- 9 連絡網
- 10 地域の人材活用
- 11 学校支援地域本部
- 12 職場体験
- 13 地域学習
- 14 学校評議員
- 15 学校運営協議会
- 16 学校開放
- 17 複合施設
- 18 子ども会
- 19 地域教育連絡協議会
- 20 子どもの110番の家
- 21 保護者支出の学校教育費

Ⅷ 教員資格・養成・任用・研修

スライド数(45)

- 1 教員の専門性と資格
- 2 教員養成
- 3 教員資格認定試験
- 4 教員の人事
- 5 教員免許更新制
- 6 教員研修
- 7 校内研修
- 8 スクールリーダーの研修
- 9 教員給与
- 10 教員処分
- 11 校長の養成と大学院の役割

教材の構成 (4)

3 部

Ⅸ 学校の生活と文化

(1)学校の行事 スライド数(15)	(2)教師の一日 スライド数(13)	(3)子どもの一日 スライド数(15)	(4)学校の生活 スライド数(29)	
1 学校の行事	16 教師の一日	29 子どもの一日	44 学校の生活	63 保健教育
2 入学式	17 朝の会	30 集団登校	45 あいさつ	64 好きなもの・嫌いなもの
3 始業式	18 授業の準備	31 朝の会	46 集団の規律・整列	65 制服
4 全校朝礼	19 教える	32 学級の係	47 名前・名札	66 校章・校歌
5 遠足	20 教えるための技術	33 授業の前	48 じゅんぴとかたづけ	67 優勝旗・賞状
6 運動会 1	21 休み時間	34 授業中	49 給食袋	68 国旗・時計
7 運動会 2	22 給食の時間 1	35 中休み・昼休み 1	50 記録する	69 卒業記念
8 持久走	23 給食の時間 2	36 中休み・昼休み 2	51 集団の規律・ くつと上ばき	70 AET
9 宿泊学習	24 そうじの時間	37 中休み・昼休み 3	52 給食の時間	71 掲示物 4
10 修学旅行	25 帰りの会	38 遊ぶ	53 給食の協働	72 教師の学習
11 健康診断	26 職員室	39 給食の前後	54 給食の献立	
12 避難訓練	27 教師のつくえ	40 職員室	55 そうじの協働	
13 音楽会	28 生活指導	41 帰りの会	56 そうじの場所	
14 終業式		42 下校	57 飼育・栽培	
15 卒業式		43 放課後	58 掲示物 1	
			59 掲示物 2	
			60 掲示物 3	
			61 保健室	
			62 男女共学	

教材について

○教材開発の背景

開発途上国の初等中等教育整備を進めるためには、教育経営・教育制度・社会教育・教員研修等の整備が条件となる。日本は、これまで多くの教育経験を蓄積してきたが、その中には開発途上国にとって有効の情報、あるいは、先進諸国の教育協力と比較して優位性をもつ情報が含まれている。実際、開発途上国では、欧米モデルではない、日本の教育モデルへの関心は非常に高かったが、これまでそうしたニーズに適切に応えてきたとはいえない。そのためには、日本の教育経験に関する情報を整備・再構成して、開発途上国と共有化できるように整備する必要がある。

○教材開発事業の目標と予算

教育協力事業では、相手国の教育事情の特徴及び途上国の教育関係者がもつニーズを十分に理解したうえで、日本の経験や情報の、何を、どのように、伝えるかの吟味が必要である。また、教育協力活動の形態は、日本での受け入れ研修、現地での派遣研修、現地教育関係者による研修など様々である。本事業は、そうした吟味を踏まえた、あらゆる教育協力現場で有効な教材を編集するだけでなく、教材開発と教授方法に関する情報データベースの構築を図ろうとするものである。この主旨に対し文部科学省拠点システム構築委託事業「日本の教育経験における情報整備事業－教育経営・教員研修分野を中心として－」として予算が確保された。

○教材の種類・形態・所在・言語

	CRICEDのHP	JICA関係機関	国際交流基金	大学留学生センター	言語
教材	PDF fail	スライド集CD	スライド集CD	スライド集CD	日本語・英語
教材解説書	PDF fail	解説書	解説書	解説書	日本語・英語
教材索引	PDF fail	—	—	—	日本語・英語
研修モジュール	PDF fail	—	—	—	日本語・英語

教材使用についてのお願い

この教材の著作権はCRICEDが有し、掲載された写真・図・表・解説を無断で編集したり、転載することを禁止します。また開発途上国に対する国際教育協力を目的とした研修以外でこの教材を使用する場合には、あらかじめCRICEDに使用目的と使用方法を連絡し、承諾を得るようにしてください。

研修モジュールの作成方法

この教材は9領域113項目に関する概説・図表・写真を掲載した509スライドで構成されています。仮に、スライド1枚を1分間で説明したとして、教材全体の説明には、509分＝8時間以上必要になります。

実際には、研修の目的・対象に応じて、必要なスライドを抜き出して、プレゼンテーションを行うことが現実的です。こうした研修の使用目的・対象などを特定したスライドのセットを、ここでは研修モジュールとよぶことにします。

CRICEDでは、さまざまな研修モジュールをHP上で公開しているので、これを参考にし、各機関のスライド集CDやHP上のPDFファイルから、自分用の研修モジュールを作成してください。

●スライド集CDから研修モジュールを作成する方法

- i. スライド集CDのファイルを自分のパソコンに移す。
- ii. プレゼンテーション用ソフトの新規画面を開く。
- iii. 挿入→ファイルからスライド→**元の書式を保存する**→スライドを選択する
（“元の書式を保存する”を選択しないと、背景や文字・線の配色が変化してしまうので注意する）

●HPのPDFファイルから研修モジュールを作成する場合には、Acrobatが必要です。

執筆者一覧

教材執筆者

I 日本の学校制度の概要	堀内 孜 ／窪田 眞二
II 教育行財政	窪田 眞二
III 日本の社会教育の概要	手打 明敏
IV 教育課程の編成と実施	木村 範子
V 学級経営・生徒指導	浜田 博文
VI 学校経営	小島 弘道 ／浜田 博文
VII 地域・保護者との連携	水本 徳明
VIII 教員資格・養成・任用・研修	小島 弘道 ／浜田 博文
IX 学校の生活と文化	村田 翼夫

佐藤眞理子	筑波大学教育開発国際協力研究センター・教授
小島弘道	平成国際大学・教授
窪田眞二	筑波大学・教授
手打明敏	筑波大学・教授
水本徳明	筑波大学・准教授
浜田博文	筑波大学・助教授
堀内 孜	京都教育大学・教授
村田翼夫	京都女子大学・教授
木村範子	筑波大学・講師

写真取材協力(順不同)

茨城県	自然博物館	つくば市	つくば少年柔道大会	つくば市立	吾妻中学校
茨城県	県教育委員会義務教育課	つくば市	少年サッカー大会	つくば市立	竹園東中学校
茨城県	洞峰公園	つくば市	筑波学園郵便局	つくば市立	竹園西幼稚園
茨城県	土浦養護学校	つくば市	筑波大学総務・企画部広報課	土浦市	ボーイスカウト土浦第3団
茨城県	県教育研修センター	つくば市	つくば中央警察署	土浦市	土浦フットボール協会
茨城県	県南生涯学習センター	つくば市	ピーターパン(パン店)	土浦市	大岩田地区子ども会
茨城県	結城郡八千代町地域女性団体連絡会	つくば市	吾妻保育所	土浦市立	第二高等学校
茨城県	茨城県庁	つくば市	NPO法人アサザ基金	東京都	筑波大学附属小学校
茨城県	財団法人いばらき文化振興財団	つくば市	友朋堂書店	東京都	NPO法人東京シュレー
	アクアワールド茨城県大洗水族館	つくば市	おはなしの泉	東京都立	都立航空工業高等専門学校
北茨城市	中郷第一小学校	つくば市	学校法人筑波研究学園専門学校	藤沢市	紀伊国屋旅館(藤沢市)
志木市立	志木小学校	つくば市	市進学院つくば教室	水戸市	教育委員会
品川区立	戸越台中学校	つくば市立	竹園西小学校	水戸市	教育委員会義務教育課
高千穂町立	岩戸小学校	つくば市立	竹園東小学校	水戸市	総合教育研修センター
つくば市	竹園東中学校PTA	つくば市立	筑波第一小学校	水戸市	読売・日本テレビ文化センター水戸
つくば市	竹園西小学校PTA	つくば市立	筑波小学校	水戸市立	浜田小学校
つくば市	教育委員会	つくば市立	田井小学校	宮崎県立	五ヶ瀬中等教育学校
つくば市	中央図書館	つくば市立	三笠小学校	宮崎市立	住吉小学校
つくば市	春日公民館	つくば市立	手代木南小学校		独立行政法人教員研修センター
つくば市	豊里公民館	つくば市立	上郷小学校		
つくば市	小野川公民館	つくば市立	菅間小学校		
つくば市	西公民館	つくば市立	吾妻小学校		

写真提供

日本青年団協議会
 学校法人日本放送協会学園高等科
 杉並区立社会教育センター
 水戸市立浜田小学校
 五ヶ瀬町立上組小学校
 浜田博文(筑波大学) 窪田真二(筑波大学) 手打明敏(筑波大学)

日本の教育制度と教育実践
ー研修のためのヴィジュアル教材ー

平成21年度「国際協カイニシアティブ」教育協力拠点形成事業

2010年2月

筑波大学教育開発国際協力研究センター
CRICED

〒305-8572 茨城県つくば市天王台 1-1-1
Tel: 029-853-7287 Fax: 029-853-7288

CRICED HP: URL: <http://www.criced.tsukuba.ac.jp/keiei/>
教材のダウンロード: <http://e-archives.criced.tsukuba.ac.jp/>

教材に関する質問・意見・感想はこちらへどうぞ
e-mail: criced-adm@human.tsukuba.ac.jp

ー研修のためのヴィジュアル教材ー